村有不用物品売却に係る競争入札心得
（一般競争入札　郵送又は入札書持参形式の場合）

１　村有不用物品の整理処分に係る売却の実施については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号)、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）及び東成瀬村財務規則（平成２８年規則第１１号）の定めるところによります。

２　入札保証金は、免除します。

３　入札書には、日付、入札書住所氏名、金額を必ず記入し、押印した上で提出してください。

４　入札金額は、消費税額及び地方消費税額を含めないものとします。また、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）第２条の自動車（以下「車両」といいます。）に該当する場合は自動車リサイクル料金も含めません。

５　売買契約金額は、入札書に記載された金額の１００分の１０に相当する金額（消費税及び地方消費税です）を加算した金額とします。また、車両の場合は更に自動車リサイクル料金を加算した金額とします（大型特殊自動車等対象外の場合を除く)。

６　入札は直接持参又は郵送の方法により行います。郵送の方法による場合は、入札書を封入した内封筒を外封筒に入れて提出してください。

７　直接持参による入札は平日に限り受け付けます。また、郵送による入札は、指定する期間内に到着したもののみを開札します。

８　次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

（１）入札に参加する資格のない者のした入札。

（２）同一の入札について、２以上の入札をした者の入札

（３）談合その他不正行為により行われたと認められる入札

（４）入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

（５）記名押印を欠く入札

（６）前各号定めるもののほか、指定した条件に違反すると認められる入札

９　入札参加者は、いったん提出した入札書の書き換え、引換又は撤回をすることはできません。

１０　入札中、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

１１　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上ある時は、役場総務課において、公正なくじ引きにより落札者を決定します。

１２　この入札者の受けたいかなる損害も、村はその責を負いません。

１３　落札者は、落札の通知を受けた日から５日以内に物品譲渡契約を締結しなければなりません。

１４　落札者は落札決定後、指定する期日まで村発行の納付書により代金を納付し、落札物件を引き取って下さい。運搬等に係る一切の経費は落札者の負担とします。